

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日		
条例の題名	三重県河川流水占用料等徴収条例		公 布 日	平成12年3月24日	
条 例 番 号	平成12年三重県条例第16号		直 近 改 正 日	平成17年10月21日	
所管部局課	県土整備部流域管理課		電 話 番 号	059-224-2686	
条例の概要	河川法第32条第1項の規定に基づき、県が徴収する流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料に関する事項について定めるものである、			条例の 類型	法執行型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容		
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	河川法第32条第1項の規定により流水占用料等を徴収することができることされている。河川管理等を行う財源に充てるため流水占用料等を徴収することが必要であることから、条例の目的は、妥当性を有している。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	国又は県が管理する一級河川及び二級河川の流水の占用等の許可に係る占用料等の徴収であり、今後も公的な関与が必要である。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい			
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	使用料に関する事項は、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定める必要がある。		
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい			
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい			
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい			
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	施策112 治山・治水・海岸保全の推進		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	河川法第32条第1項の規定に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。		
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい			
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	流水占用料等は河川管理等を行う財源に充てられており、かつ、当該流水占用料等の額は河川法施行令第18条第1項の基準に基づき定められており、適正である。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	受益者負担の考え方から河川法第23条から第25条までの許可を受けた者に限ったものであり、公平性を欠いたものではない		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	受益者負担の考え方から河川法第23条から第25条までの許可を受けた者に限ったものであり、公平性を欠いたものではない		
そ の 他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点 検 ・ 見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項		見直しに 関する規 定の有無	有効期限 に関する 規定の有 無
	改正を 検討す る	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要性はないと考えるが、条項の字句の修正が必要である。		無	無